

いわき市農業委員会第34回総会議事録

会長 草野庄一は、令和6年1月22日（月曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（21名）

	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（11名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計3名）

1 木田 テイ子	22 大竹 公治
6 藁谷 昭夫	

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号1番木田テイ子委員、議席番号6番藁谷昭夫委員、議席番号22番大竹公治委員となります。

現在、委24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第34回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号2番四家誠委員、議席番号3番志賀幸委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>本日、議案第8号として、「農地法第51条第1項に該当する事案について」を追加願います。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>本日、議案第6号「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号16番平田敬一委員と、議席番号17番箱崎寿正委員が該当しております。</p> <p>平田委員と箱崎委員には、当該議案審議の際に一時退出をお願いします。</p> <p>その他、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の3ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>説明に入る前に資料の訂正がございます。</p> <p>議案説明書2ページをお開きください。</p> <p>番号3番、譲渡人の住所について、「茨城県稲敷市阿見町」とありますが、正しくは、「茨城県稲敷郡阿見町」となりますので、訂正をお願いします。</p> <p>改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書2ページをご覧ください。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>番号1番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号5番につきましては、使用貸借権の設定となります。</p> <p>このうち、番号5番が新規就農案件となります。</p> <p>なお、番号5番については、外国籍の者による権利の設定ですが、中長期にわたり適法に日本国内に在留する資格を有し、またその在留資格が就農を制限しないものであることを確認しております。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田7,825㎡、畑2,044㎡、合計9,869㎡となります。</p> <p>議案説明書3ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認ください。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
21番 新妻(公) 委員	番号1番から番号5番の事案につきましては、現地を調査しました結果、 特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	番号1番と番号2番について伺います。 地目は田んぼなのですが、購入されてからどんな作物を栽培されるので しょうか。
事務局 (福田主査)	申請上は、当該地(地目:田)を購入し、畑として農地改良を行い、里 芋・サツマイモ・キウイなどを栽培する計画となっております。
18番 鈴木(義) 委員	それを聞いて安心しました。 この土地の水利は、ほとんど埋まってしまい使えない状態にあります。 私は、本日を含めて3回ほど、この土地の現地調査に行っておりますが、 このままの状態でも農地として販売して良いものかと気になっております。 この土地は、元々耕作放棄地だったところですが。 気になる点は「水利が無くなってしまったこと」、「除去した雑木がその まま残されていること」、「雑木の根がそのままの状態であること」です。 現状ですとトラクターで耕せません。 ですので、今回は見送り(保留)とすべきだと思います。
事務局 (福田主査)	事務局の判断基準のひとつとして、今回の譲受人は当該申請地の東側で、 3年ほど前に新規就農をした実績がございます。 周辺農地と同様に耕作するという意向であることから、今回の案件とし たところです。
18番 鈴木(義) 委員	是非皆さんにも、現地を見て頂きたいと思います。 あの状態では、農業はできないと私は言っているのです。 耕作できない農地の売買契約を行ってよいのかと、私は問題視している のです。 周辺で耕作しているから良いではなく、「耕作できない農地を売買するこ とに対し、いわき市農業委員会が許可を出すべきなのか」という問題提起 をしたいと思います。
議長 (草野会長)	申請時には、本人が窓口に来られたのですか。

事務局 (福田主査)	申請については、代理人の行政書士が行っております。
議長 (草野会長)	鈴木義直委員から、現状では売買を行える農地ではないという意見がありました。 これについて、現地調査の結果を踏まえ、事務局としてはどう判断いたしますか。
事務局 (福田主査)	事務局としては、「農地改良が前提にある計画」ということから、許可相当であるとの判断をいたしました。 しかしながら、鈴木義直委員のご意見ももつともですので、それらを踏まえまして、皆様に可否の判断をお願いするところです。
議長 (草野会長)	図面上は平地ですが、高低差がどれほどなのか。 どの程度の盛土をすれば、畑として耕作が可能なのか。 そのあたりはどうなのですか。
18番 鈴木（義） 委員	皆さん思い出して頂きたいのですが、先月の総会において、台風13号の影響により土砂が流入し、それを除去しなかった為に5条許可が降りなかった案件がありました。 それと準じている内容だと私は思います。 要するに、農地としての現況でない為に許可しなかった。 ですから、「耕作できない農地を売買して良いのか」という問題提起です。 皆さんが許可を出しましょうと言うのなら仕方がないですが、それでは基準が曖昧になってしまうと思います。
議長 (草野会長)	これは、太陽光発電で良くある案件と一致します。 「農地性がないため太陽光発電は許可できない」という判断が過去にもありました。 許可要件に適していれば、許可しなければならない訳です。 そのあたりは、事務局はどう判断しますか。
事務局 (府川係長)	農地性があるのかどうかということが、論点となっていると考えます。 現地調査員の4名の方々からは、問題ないとの報告を頂きました。 事務局も同様に捉えておりました。 一方で、地元委員の鈴木義直委員からは、農地性がないとのご意見を頂きました。 その論点（農地性があるかどうか）については、委員の皆さまにご協議頂いて、可否の決定をお願いしたいと思います。

18番 鈴木（義） 委員	<p>私は最初から反対という訳ではありません。 先ほど問題提起した水利の問題。 当該農地の下の農地も水路が塞がっている状況です。 それで良いのかどうか。 また、伐採した雑木とその根を除去すること。 そうすれば許可相当であると私も判断します。 ただ、午前中も見て来ましたが、今の状況だと伐採した雑木もその根もそのままでしたので、これで許可を出すのであれば、それがいわき市農業委員会の基準となってしまう。 それがちょっと怖いです。 それらの問題を是正した段階で、許可することが妥当だと思います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>では、これから当該農地の過去から現在に至る管理の状況について、モニターに投影いたしますので、ご確認頂きたいと思います。 【現地の様子をモニターに投影】</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>事務局では、耕作者が適正に管理していくということで、話しを進めておりますが、私が言っているのは、農地性がない農地を売買しても良いのかということです。 これまでの我々の先輩方が築いてきた基準のとおり、農地性がある農地に回復してから売買を進めるという方向で、申請者に指導するべきだと思います。 農地性のある農地に回復した段階で、総会において皆さんへ報告し、許可を得るとするのが妥当だと思います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>モニターで見て頂いたとおりの状況で、農地性があるのかどうか判断して頂ければと思います。 仮に、農地性がないとの判断であれば、不許可または、申請者へ内容を伝えたくて取下げを打診し、再申請して頂くという手法もあると考えます。</p>
議長 (草野会長)	<p>鈴木義直委員の意見と事務局の説明を踏まえ、委員の皆様から、ご意見・ご質問はございますか。</p>
5番 田子委員	<p>農地として認められる程度まで原状回復をするという条件を付したうえで、許可することは可能でしょうか。</p>
事務局 (府川係長)	<p>はい。 それも可能でございます。</p>
5番 田子委員	<p>そうすると、今回は「保留」として原状回復をして頂いて、次回総会にて「再審議」ということも出来るということですね。</p>

事務局
(府川係長)

はい。
そういった手法もございます。
今回不許可としないで、「許可・不許可の判断材料が欠けている」ということで保留という形を取って、来月再審議という手法もございます。

議長
(草野会長)

今回、現地調査を担当した委員の意見は、当然尊重しなければなりません。
しかしながら、普段から農地を管理している地元委員の意見についても、貴重な意見として、審議の判断材料に取り入れなくてはなりません。
今回は許可するに不十分であるということであれば、次回までに納得のいく農地性を確保したうえで再審議するという手法もあるとのことでした。

8番
佐川委員

今までの審議を聞いていますと、ひとつ疑問が沸いて来ました。
今回の案件については、単純な農地売買の案件です。
原野や耕作放棄地の状態である農地は売買できないという解釈とされてしまう気がします。
我々が売買という契約行為に、そこまで触れてよいのか疑問に感じております。

事務局
(金成主査)

農地法の原則で言いますと、鈴木義直委員のご意見のとおり、農地法は現況主義でございます。
ですから地目が農地であっても、現況の農地性がなければ、それは農地として判断されません。
原野・山林化した農地については、既に農地性が認められないため、総会において非農地判断の議決を取り、農地法の網を外すことで、許可申請の行為を経ずに不動産取引が可能となります。

11番
鈴木(理)
委員

私が申し上げますのは、私が所有する農地の事例でございます。
当時私は事務局に対し、私の農地を非農地判断して欲しいと話しました。
対して事務局は、これは農地として使えるので、非農地判断は無理ですと言われました。
その後、その農地に、私の所有する別の農地も含めて購入したいという希望者が出ましてので、非農地判断はできないとのことから、3条許可の手続きを行おうといたしました。
すると事務局は、農地性がないため3条許可はできないと言いました。
結果私は、その農地に重機を入れて、石や砂など取り払い農地性を回復させました。
費用として6万円かかりました。
しかし、売買価格は5万円で、1万円のマイナスでした。
私の体験談でございます。

議長 (草野会長)	参考までに、何年前の話ですか。
11番 鈴木(理) 委員	東日本大震災の前だったと思います。
議長 (草野会長)	時代が変わっても、法の内容は変わっておりません。
事務局 (金成主査)	<p>補足説明いたします。</p> <p>農地法の原則として、農地法第2条のとおり、農地はあくまでも生産基盤として、所有者が正しく管理しなければならないとされております。</p> <p>ただ、農業者の減少や後継者がいないため、やむをえず原野・山林化した農地に関しては、基準をもって非農地の判断をさせて頂くということが、我々の認識でございます。</p> <p>鈴木理委員が話したとおり、我々は3条許可や非農地の判断について、適切に対応しているということでございます。</p>
21番 新妻(公) 委員	<p>現地調査を担当した委員として、補足説明いたします。</p> <p>現地での説明においては、地目は田であっても、今後土壌改良等で盛土をしたうえで、今後は畑として、ブルーベリーや野菜を作るということでした。</p> <p>現況は更地の状態で、一部は土も被ってありました。</p> <p>ただ、雑木などについては放置した状態でありまして、当然あのままでは、畑として使うのは無理だというように見て参りました。</p> <p>説明のとおり、盛土により畑にするということで、問題ないと判断したところでございます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>様々なご意見、ありがとうございます。</p> <p>現況は農地性の回復を図る途上にあると判断されます。</p> <p>刈った雑木がそのまま放置してある状態であり、この途上の状態を農地性が回復したと判断するのか否かが、議論の要点でございます。</p> <p>可否の判断の鍵になる大事な部分であります。</p> <p>これは事務局からのご提案となりますが、一旦審議を保留としまして、農地性の回復状況を確認したうえで、次回改めて可否の決定を求めるということではいかがでしょうか。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より審議を一旦保留とし、次回再審議とするとの提案がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>

12番
生田目委員

この案件については、私も担当委員として現地を調査して参りました。
現地は皆さんのおっしゃる通り、雑木が倒してありました。
また、以前転用した農地に重機も置いてありました。
おそらく土建業者などに知り合いがいて、頼んでいたのかなと思われま
す。

18番
鈴木（義）
委員

この方は、土建業を営む経営者の方です。

12番
生田目委員

ですよね。

ということで、私も農地改良をするものであると承認しました。

先ほど事務局から保留という提案でしたが、農地改良届を出すのであれば、先に事務局に農地改良届を出して頂いて、それを審議してからでも良いのかと思います。

必ず農地に回復してからと言いますが、以前の所有者の状態で、購入者が改良することが良いのかという問題もあります。

以前の所有者が農地に全部戻すという確約をしてくれる、そうなれば良いです。

しかし、以前の所有者がそんなことまでやられていない、それなら売らない、そうってしまったら、耕作放棄地が解消されなくなります。

そういう条件付きで、許可するという必要だと思えます。

事務局
(福田主査)

生田目委員より、所有者による農地改良工事の施工後に、許可を出すというご提案がございました。

確実に裏取りした訳ではございませんが、今回の農地性の回復に至る途上の状態、こちらについては、譲受人が行ったものと認識しております。

農地改良工事に関しましては、その行為者、農地として利用する者が行うという形で受付けております。

農地の状況を良くしてから渡すという所と、一致しない部分となります。

これから、手放す者の申請で受け付けるというのは、難しいと判断いたします。

12番
生田目委員

私が申しあげましたのは、所有者が農地改良工事を行うのではなく、購入者が農地改良工事を行うことを前提に、届出も購入者が出すという手法でも良いのかなということです。

事務局
(福田主査)

購入者の農地改良工事となると、その土地で耕作権のない者が対応するというので、良し悪しの問題がございます。

しかしながら、生田目委員のお話のとおり、我々も受けたいですし、そういった実例もあるだろうと重々承知しております。

現段階で仮に、購入者が申請人として農地改良工事の届出を出すという

事務局 (福田主査)	ことは、そこでの耕作権のない者による行為となりますので、受けられないものとなります。
議長 (草野会長)	譲渡人が譲受人へお願いするという方法はあるのだよね。
事務局 (福田主査)	これから手放す者が、自分の耕作環境を良くするという事に矛盾が生じますので、お受けできません。
議長 (草野会長)	農地改良工事の届出の判断もありますが、いずれにしても、まずは農地性を回復してから再審議するという形として、一旦保留とすることに、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、番号1番、番号2番については、農地性の回復が認められないことから審議保留とし、番号3番から5番については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の5ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします 議案説明書の6ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は6ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4006番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、説明いたします。 番号1番、申請人の住所・氏名は、遠野町滝、(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は、遠野町上遠野、登記地目は田、転用面積は3,072㎡です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由ですが、休耕田である申請地を駐車場として転用し、申請人が

事務局
(千葉主事)

経営する畜産会社のほか、申請地近隣の建設会社、運送会社、食品販売会社の来客・従業員・社用車のための駐車スペース不足を解消することを目的として、許可を求めるものです。

なお、本案件については、転用面積が 3,000 m² (30 a) を超えておりますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

続きまして番号 2 番、申請人の住所・氏名は、小名浜岡小名、(氏名は不表示) です。

申請土地の表示は、小名浜岡小名、登記地目は田、転用面積は 2,984 m² です。

転用目的は、田から畑への農地改良工事に伴う一時転用です。

本案件については、山林に囲まれて採光が十分に取れず、田として耕作するには不適であることから、令和 4 年 8 月 5 日付けで農地改良工事届出を行い、畑への転換のための盛土工事を行ってきましたが、予定期間内に工事が完了しなかったことから、工期を令和 7 年 10 月 31 日まで延長するべく、改めて農地法第 4 条の許可を求めるものです。

以上 2 件、面積は、田 6,056 m²、畑 0 m²、合計 6,056 m²となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

12番
生田目委員

番号 1 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(千葉主事)

番号 2 番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の5ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案の説明に入る前に、案件の取下げが1件ございます。</p> <p>議案説明書の8ページ、番号1番（泉町下川の案件）につきまして、「申請内容の不備（FITの認定が間に合わなかった）」との理由により、取下げの意向が示されましたので、削除願います。</p> <p>これにより、今月の5条許可の合計面積が変更となります。</p> <p>畑の面積につきまして、1,128㎡から0㎡へ変更となります。</p> <p>併せて、合計面積が3,720㎡から2,592㎡へ変更となります。</p> <p>それでは、議案の説明に入ります。</p> <p>議案説明書の7ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の8ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は12ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5092番からとなります。</p> <p>ご準備よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号2番、内郷高野町、田1,102㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。</p> <p>番号3番、内郷高野町、田695㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。</p> <p>番号4番、小川町上小川、いずれも田、計795㎡、駐車場敷地、所有権の移転です。</p> <p>なお、番号2番及び番号3番は、先月の第33回総会において、「不許可」と議決されたものです。</p> <p>不許可の理由は、今回の番号3番の申請地である内郷高野町について、砂利敷きの様相からの是正が不十分であり、譲渡人が同一人である内郷高野町（今回の番号2番）と併せて、一般基準を満たしていないと判断されたことによるものです。</p> <p>今回、内郷高野町について、砂利の撤去及び表層土の入替えにより改めて是正を行ったとのことで、再申請があったものです。</p> <p>番号2番及び番号3番については、この後の現地調査担当委員からの調</p>

<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>査報告を踏まえ、許可の可否をご審議いただきますようお願いいたします。 以上3件、面積は、田2,592㎡、畑0㎡、合計2,592㎡となります。 番号4番については、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。</p>
<p>21番 新妻(公) 委員</p>	<p>番号3番ですが、現地を調査しましたところ、砂利を撤去し、表層土の入替えを行ったことを確認したことから、違反状態が是正され、農地性が回復したと考えます。 また、番号2番については、申請地自体に問題はありませんでしたので、番号2番・番号3番、ともに転用許可の要件である「立地基準」及び「一般基準」の双方を満たしており、許可について差し支えないものと考えます。 なお、番号4番は、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>17番 箱崎委員</p>	<p>番号4番の駐車場は、コンビニエンスストアの駐車場の拡張ということ でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>はい。 コンビニエンスストアの駐車場の拡張でございます。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p>

事務局
(府川係長)

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案の説明に入る前に、資料の訂正がございます。

議案説明書の10ページ、「現地調査位置図」の20ページをお開き下さい。

表の中の「変更事項」について、「事業の操業期間又は施設の利用期間の変更」との記載になっておりますが、こちらを「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間の変更」へ訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は20ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5095番の次、左上に<別紙>と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、湘南台、株式会社リビングソーラー、代表取締役（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、田人町旅人です。

当該案件は、令和5年10月26日付け、いわき市農業委員会指令第5065号により許可を受けたものです。

当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間の変更」です。

当該案件について、許可後、太陽光パネル設置の準備を進めていたところ、機材等の納期に大幅な遅延が生じ、作業員の確保及び工期の再調整が必要となり、施工期間を延伸する必要性が生じたことから、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間の変更」について、変更前が、令和5年10月26日から令和5年12月31日まで、変更後が、令和5年10月26日から令和6年2月29日までとなっております。

当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画の変更後においても、周辺営農に影響を及ぼすものではないことから、計画変更を承認することについて、問題ないものと考えます。

また、事務局で改めて現地を調査した結果、特段、問題点はありませんでした。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は18ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5095番の案件となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地所有者・営農者・発電事業者がそれぞれ異なる場合、①上空部分に太陽光パネルを設置する権利について、土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための農地法第3条の許可、②地上部分で営農を行う権利について、土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための農地法第3条の許可、③上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分を転用するための権利を設定する農地法第5条の許可、この3つの許可を同時に得る必要があります。

3条許可申請の区分地上権、3条許可申請の使用貸借権及び5条許可申請の営農型太陽光発電設備について、関連しておりますので、一括してご説明します。

議案説明書の12ページをお開き願います。

番号1番、農地の空中部分を使用するためには、耕作のための農地法第3条許可とは別に、区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

譲受人の住所・氏名は、東京都墨田区、株式会社東名、代表取締役（氏名は不表示）です。

事務局
(浅川主査)

譲渡人の住所・氏名は、小川町関場、(氏名は不表示)です。

なお、譲渡人ですが、番号3番まで同一人であるため、以後省略させていただきます。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、申請面積は 3,812 m²です。

続きまして、番号2番、農地法第3条許可についてのご説明ですが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定です。

譲受人の住所・氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アグリサス、代表取締役(氏名は不表示)です。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、申請面積は、後述します農地法第5条第1項許可申請における転用面積を除いた 3,811.578 m²、栽培予定作物は太陽光パネル下部においては榊を、それ以外の箇所においてはブルーベリーとなっております。

次に番号3番、農地法第5条許可申請の内容について、ご説明します。

譲受人の住所・氏名は東京都墨田区、株式会社東名、代表取締役(氏名は不表示)です。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、転用面積は、太陽光パネルを支える支柱部分の面積である 0.422 m²となります。

なお、本案件は、昨年10月の第31回総会において、「①申請地全体が農地性のない状態であること」、「②申請地の利用計画において、一部を農地以外の用途で使用すると判断されること」、「③下部耕作者が耕作する権利を有する他の農地において、効率的な営農を行っていないこと」を主な理由として、「不許可」と議決されたものです。

今回、「①申請地全体の除草・伐採を行い、農地性を回復させた」、「②申請地全体を農地として利用するべく、土地利用計画の見直しを行った」、「③効率的な営農を行っていないと指摘された小名浜上神白、及び小川町関場の2か所について、営農に関する是正措置を行った」とのことで、再申請があったものです。

このうち、「③小名浜上神白及び小川町関場の営農に関する是正措置」について、補足説明します。

まず、小名浜上神白の農地については、昨年10月の第31回総会での審議に係る現地調査で確認したところ、田として使用されていた水はけが悪い平坦な土地に榊を直接植え付けたことで、一部は根腐れにより枯れており、また、定植状態確認のために軽く引っ張った苗は特に抵抗もなく引き抜け、「植えた」というよりも「置いた」との印象を受けるものでした。

このことについて、下部営農者である株式会社アグリサスより、今回の再申請に当たって、当該農地(小名浜上神白の農地)における榊の栽培を、地植えから不織布ポットを利用した方法に変更するとの申し出がありました。

これは、「不織布ポットの底に小さな穴を開けた後、土を入れて榊の苗を移植する。移植後は灌水を行い根付かせる。生育が良くなれば、ポットの穴から根が出て下の水田土に伸長し、過剰な水分による根腐れを防ぐとと

事務局
(浅川主査)

もに、乾燥時には水田土からの水分補給を可能とするもの」とのことです。
この栽培方法について、有識者からは、「不織布ポットを利用した榊栽培は、高水分土壌を回避するための、土盛りをして苗木を植えた場合と同等の生育が期待できるものであり、この方法はブルーベリーでも実証済みである。」との意見が付されております。

次に、小川町関場については、昨年10月の現地調査で確認したところ、パネルは設置されているものの、下部は雑草が繁茂し、速やかに営農できるとは判断しづらい状況でしたが、株式会社アグリスより、今回の再申請に当たって除草を行い、榊及びシキミを定植したとの報告がありました。

これらの事情及びこの後の現地調査担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否をご審議いただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

21番
新妻(公)
委員

今月16日に行った現地調査の結果を報告します。

申請地については、その全体に除草・伐採が施され、農地性が回復したと考えます。

また、申請地の土地利用については、太陽光パネル下部においては榊を、それ以外の箇所においてはブルーベリーを栽培するため、その全体を農地として利用する計画に見直されたことを確認しました。

小名浜上神白の農地の営農状況ですが、下部営農者の申し出どおり、榊の栽培が地植えから不織布ポットを利用した方法に変更されておりました。

これについては、知見を有する者からの意見等を踏まえ、より効率的な営農方法に是正されたものと考えます。

なお、小川町関場については、除草が施され、榊及びシキミを定植したことで、営農が行われていることを確認しました。

これらのことから、本案件は農地法第3条第1項の許可において、許可することができない場合として規定する同条第2項各号に該当せず、また、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしており、許可について差し支えないものと考えます。

一時転用期間については、太陽光パネル下部で営農する株式会社アグリスが、福島県の認定農業者であることから、許可日から10年間とするのが適当であると考えます。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

5番
田子委員

小名浜上神白の件について、不織布に植えつけて地面から持ち上げたということでした。

先日、非農地判断の現地調査の際に確認したのですが、あのやり方だけですと生育は難しいかなと感じました。

鉢花であれば、約30cm～50cm直径のポットに入れて植え付けをしますが、榊の場合ですと、収穫できるようになるまでに10年以上生育させなければなりません。

その間あれで対応できるかということ、実際は不可能です。

少なくとも1m直径の不織布ポットがなければ、長期栽培、今回は10年の許可ということになっていますが、ちょっと難しいかなと、そのような印象を受けてきました。

23番
木幡委員

決定理由書12ページを見ていたのですが、上から4つ目の「確実性」というところで、下から2行目の真ん中辺りから。

この計画を「被設定人から持ちかけられて申請に至ったものであり、事業実施は確実である」との記載があります。

「持ちかけられて申請したというので確実だ」という表現が、他の確実性の理由のところと比較すると、理由として伝わりにくいと感じます。

なぜ持ちかけられたから事業実施は確実なのか、この辺りをもう少しきちんとヒアリングをして頂きたいという感想です。

それと、田子委員からご指摘のありました件ですが、やはり最初から不織布を使わないと駄目だというのが分かっていたやらなかったとしたら、果たしてその計画自体がどうなのかなというところもございます。

アグリサスでそういうやり方の実績があるのか、確認した方がよろしいかと思えます。

ちょっと内容入り込んでということになりますが、そのあたりもきちんと確証を取ってからのほうが、我々も判断しやすいので、面倒ですが対応について検討頂ければと思います。

議長
(草野会長)

只今、お二人の意見がございました。

共通するのは、不織布を使った場合の生育についてです。

また、そのほかの指摘もございました。

事務局
(福田主査)

まず、最初からこの不織布ポットを使用しなかった理由ですが、業者が想定していたよりも、土壌がぬかるんでいたとのことから、当初の手法ではうまく行きませんでした。

その改善策について、有識者に相談し、実績のある手法として紹介されたというところがございます。

議長
(草野会長)

ブルーベリーと榊というのは、根の張りが違うのだよね。

ブルーベリーはそんなに深く根が張らない。

対して榊は、しっかり根を張る。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>湿度が高い土壌である為、枯れてしまったということです。 その改善策が不織布ポットということなのです。 これについては、現時点で結果を判断するのは難しいですね。 事務局としては、この手法で様子を見るという判断でしょうか。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>はい。 この栽培方法で様子を見ながら、更に指導していくという形です。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>補足させていただきます。 事務局の職員については、こういった営農の知識が乏しいものですから、むしろ農業委員の皆さまの知見によりご判断頂ければと思います。 お願いいたします。</p>
<p>5番 田子委員</p>	<p>この手法で許可を出して、一旦様子を見て、もし枯れるようでしたら、新たに是正措置を講じて頂くということでしょうか。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>営農型太陽光発電において営農する者は、毎年その営農状況について、報告するものとされております。 農業委員会は、その報告に基づき、不適切な場合にはその営農状況の是正を求めるものと定められております。 また、今後は国において、より申請者に対し厳格に報告等を求めるガイドラインを策定する予定がございます。</p>
<p>5番 田子委員</p>	<p>不織布ポットは必ず破れますので、破れて土がこぼれても定植すれば問題ないのです。 ですから、不織布ポットの直径がもっと大きなものに取り換えれば、その心配が薄れるのです。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>営農していると判断できる場合、この手法で駄目ならば、別の手法に改善するよう指導するのが農業委員会の役割でございます。 まずは、現状が営農しているか否か、判断して頂きたいと思います。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>生育の結果はまだ出ておりません。 そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>18番 鈴木(義) 委員</p>	<p>柵は、とても湿気を嫌います。 田んぼでも湿田に近いところだったと推測します。 今回申請の上がっている小川町関場については、畑ですので、そこまで湿度に悩まされることはないのかなと考えます。</p>
<p>7番 遠藤委員</p>	<p>園芸農家からすると、上が太陽光パネルですので、雨水が入りません。 そうなると、逆に乾燥して枯れると思われれます。</p>

7 番
遠藤委員

厳しい意見ですが、一旦この手法で様子を見るのであれば、許可もやむなしと思います。

事務局
(浅川主査)

補足ですが、営農者から出されております申出書によりますと、「不織布ポットに移植後は、十分な水やりを行う」と書かれております。

有識者からは、「アグリサスは、未熟な点が沢山あるので、適宜、現地に赴いて指導を行いながら、良い方向に導きます」との話があったことを申し添えます。

議長
(草野会長)

この件に関しては、この後も営農状況について注視して行くということですね。

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 5 号「農地法第 3 条及び第 5 条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第 6 号に入る前に、10 分間の休憩を取ります。

15 時 30 分まで休憩といたします。

【10 分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議案第 6 号「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号 16 番平田敬一委員と、議席番号 17 番箱崎寿正委員が該当しております。

平田委員と箱崎委員については、一時退出をお願いします。

【平田委員、箱崎委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の 8 ページをお開き願います。

【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

説明に入る前に、資料の訂正をお願いします。

訂正内容につきましては、借賃料の記載内容の変更となります。

資料 35 ページ、番号 152、157、158 番及び、資料 36 ページ、番号 166 番について空欄となっておりますが、正しくは 0 円と記載してください。

また、資料 43 ページ、番号 44 番の借賃料になりますが、0 円ではなく 25,450 円となります。

それでは、説明に入ります。

事務局
(鈴木主査)

資料 14 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の内容について、第 9 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取り、一時保有する事案となります。

実施地区は、平、売り手 1 名、対象筆数、田 3 筆、面積 2,245 m²となっております。

続きまして、第 10 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、平、借り手 73 名、貸し手 93 名、対象筆数、田 563 筆、畑 67 筆、面積、田 486,801 m²、畑 34,009 m²となっております。

また、第 11 号につきましては、実施地区は、川前、借り手 24 名、貸し手 37 名、対象筆数、田 196 筆、畑 41 筆、面積、田 302,036 m²、畑 53,830 m²となっております。

なお、資料 15 ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。

以上、計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条及び第 10 条の要件を満たしていると考えます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 6 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 6 号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 7 号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

議案書の 9 ページをお開き願います。

【議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明】

本日お配りしている資料 1 をお開き願います。

非農地の判断について、説明致します。

番号 1 番から 10 番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。

送付している議案説明書からの差異については、地権者の合意確認がとれていない筆について、本総会で見送ったものです。

現地調査については、勿来地区審議会、小名浜・常磐地区審議会、遠野・

<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>田人地区審議会の委員において実施しております。</p> <p>1月分は、田32筆、24,742.45㎡、畑24筆、11,157.00㎡、その他1筆、40.00㎡、合計57筆、35,939.45㎡です。</p> <p>現地の様子については、筆数が多いことから、主だった筆について、前面のモニターに投影させていただきます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p style="text-align: center;">【現地の様子をモニターに投影】</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>番号1番について、遠野・田人地区審議会の、折笠孝男委員、蛭田壽子委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>5番 田子委員</p>	<p>番号2番から5番について、小名浜・常磐地区審議会の、佐川良平委員、吉田忠夫委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>24番 蛭田(元) 委員</p>	<p>番号6番から10番について、勿来地区審議会の、安島祐太郎委員、三戸進委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。</p> <p>非農地化することに関しては、特段、問題ありません。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第7号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、冒頭での説明のとおり、追加議案、議案第8号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。</p>

事務局
(府川係長)

お手元に、追加議案書（追加議案：議案第8号）をご準備ください。
資料の構成は、議案書と議案説明書がひと綴りになっております。

1 ページが議案、2 ページから6 ページが議案の説明、7 ページから13 ページが問題となっている箇所を写真と共にまとめた資料、ほか、関係書類といった構成になっております。

追加議案書1 ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

それでは説明いたします。

今回の事案は、弁明の機会付与後の対象農地の状態（農地性の回復）の是非について、この議案においてその判断を諮るものです。

対象地は、渡辺町田部、地目は田（現況は畑）、面積は1,828㎡であり、農振地域内の農用地域内農地に指定された農地となっております。

土地所有者がA氏、違反転用者がB氏です。

当該事案は、令和3年6月の定例現地調査にて違反状態が発覚し、令和3年9月15日の第4回総会にて農地法第51条第1項に該当するとして議決されたものとなります。

その後、令和3年10月1日に指導文書を発出。

また、10月14日来庁した時に改めて口頭にて指導。

11月、12月も指導文書を発出。

令和4年1月4日に現場の確認を行ったところ、是正されている様子はなく令和4年1月14日に是正に係る勧告文書を発出し、是正期限を令和4年4月13日までとしました。

その後も是正を行っている様子が見られなかったため、令和4年6月20日に弁明通知書を発出しました。

令和4年7月15日にA氏及びB氏から弁明書の提出があり、是正の意思を示しました

弁明書の提出後、複数回の協議や進捗報告があり、令和5年1月13日には是正完了の報告を受けました。

それによって令和5年9月22日にB氏立ち合いのもと、現地調査を行い調査した結果、事務局としては是正完了とは言い難い状態であることを説明しました。

今後の方針について尋ねたところ、令和5年12月20日に現状で是正完了とすることの報告を受けました。

是正項目の確認については、現状の問題点とB氏の主張について説明します。

【現状】番号1番については、タイルが張られており耕作できる状態にない。

【主張】農業用機械の通路及び作物の集荷場所として必要。

【現状】番号2番については、土が20cm程盛られており、化粧石ははがされていない。

【主張】農業用機械の洗車・乾燥及び整備のため必要。

【現状】番号3番については、一部を残しコンクリートを撤去したが、その部分に芝が張られており、耕作できる状態にない。

事務局
(千葉主事)

【主張】農業用機械の出入口として設置。

【現状】番号4番については、芝が張られており、耕作できる状態にない。

【主張】隣接農地への土砂及び雨水の流出防止のため。

【現状】番号5番については、一部を残しコンクリートを撤去したが、その部分に芝が張られており、耕作できる状態にない。

【主張】隣接農地への土砂及び雨水の流出防止のため。

【現状】番号6番については、必要な手続きを得ないで壁、及び門が設置されている。

【主張】近隣家屋へ土の飛散を防止するため。

また猪・狸の進入による作物の被害の軽減のため。

なお番号3、4、5番の芝生については出荷目的であれば、営農と認められるが、そうでなければ、農地転用です。同様にその他の是正すべき項目も農地転用にあたります。

対象農地は農振農用地であり、農振農用地が除外されたとしても第1種農地であることから、仮に事前に農地転用の許可申請をしたとしても、許可要件に合致せず、許可できない案件となります。

以上、番号1番から6番に関して青木氏は、農地及び営農に必要な設備であると主張し、現状で是正完了すると報告を受け、是正の意思はないと判断しました。

なお、14ページは、A及びB氏が是正の意思を示した弁明書、15、16ページは、是正が完了した際に提出された理由書、17ページが、壁を壊せない理由の書かれた報告書になります。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

12番
生田目委員

本事案について、先ほど事務局から説明がありました「是正すべき項目」に重点を置いて現地を調査してまいりましたが、番号1番から番号6番の全てにおいて、工作物が設置されていたり、芝が張られていたりしており、すぐに耕作できる状態ではありませんでした。

このことから、対象農地を筆全体として見たとき、是正は不完全であり、農地性を回復したとは言えず、違反転用状態であると考えます。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、番号1番から番号6番まで、是正すべき項目全てにおいて、農地性を回復したとは言えず、筆全体として見たとき、違反転用状態であるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号について、対象農地は、「対象農地は筆全体として見たとき、農地性は回復されておらず、違反転用状態である」と決することに、ご異議ございませんか。

議長
(草野会長)

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、只今の説明のとおり可決いたします。
ここで、この事案に関し、事務局から発言を求められています。
事務局よりお願いします。

事務局
(府川係長)

本事案の今後の対応について説明いたします。
只今、対象農地について、①タイル張り、②化粧石敷き、③スロープ、④芝生、⑤コンクリート舗装通路、⑥壁と門、いずれも「農地性が回復されておらず、筆全体として見たとき、違反転用状態である」と決されたところでございます。
本議案の決の内容について、違反転用者に口頭で伝えますが、それをもってしても是正がみられない場合は、次回以降の総会で「原状回復命令」の発出についてお諮りすることとなります。
さらに、「原状回復命令」に従わない場合は、警察への告発についても検討してまいります。
なお、本事案は、農振法違反でもあることから、今後の手続き等に関しましても引き続き、農振法を所管する県、及び市農政流通課と協議しながら進めてまいります。
以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より説明がありましたので、ご承知おき願います。

11番
鈴木(理)
委員

参考のために確認させてください。
資料の5ページ、令和5年1月13日、鈴木市議からの工程表の提出ありと記載がございます。
現在、市議会議員に鈴木さんという方は、1名しかおりませんよね。

事務局
(矢吹局長)

はい。

11番
鈴木(理)
委員

わかりました。
ありがとうございます。
それからですね、資料の14ページの弁明書になりますが、A氏とB氏の連名となっております。
ただし、印鑑が2人とも同じものが押されております。
これは、我々農業委員会に対して、なんという非礼な態度であり、これを公文書として認めることに、私は納得できません。
ご指導のほど、よろしく願いいたします。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>押印の件に関しては、今後このようなことがないように、事務局より指導をお願いいたします。</p> <p>次に、報告に入ります。</p> <p>報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の10ページをお開き願います。</p> <p>【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】</p> <p>それでは、議案説明書の55ページから62ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は35件、権利の移動理由は、全て「相続」です。</p> <p>権利の取得面積は、田149,729.14㎡、畑88,617.05㎡、合計238,346.19㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の63ページから64ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は4件、転用面積は、田4,983㎡、畑927㎡、合計5,910㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】</p> <p>議案説明書の65ページから70ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は23件、転用面積は、田15,237㎡、畑4,787㎡、合計20,024㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の13ページをお開き願います。</p> <p>【報告第4号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】</p> <p>議案説明書の71ページから91ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は155件、面積は、田881,445.06㎡、畑0㎡、合計881,445.06㎡です。</p> <p>今回、件数及び面積が多いのは、集積計画関係において、一度解約をしてから再度契約を結ぶという手続きにより、解約手続きが多かったため、このような件数になっております。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>次に、報告第5号から第6号まで一括して、事務局の説明を求めます。</p>

事務局
(赤津係長)

説明に入る前に、資料の訂正がございます。

議案書14ページ、報告第5号ですが、「租税措置特別法第70条の4第1項に基づく贈与税」とありますが、正しくは、「租税特別措置法第70条の6第1項に基づく相続税」となります。

また、議案書15ページ、報告第6号ですが、「同法第70条の6第2の2第1項」とありますが、正しくは、「第2」を削除し、「同法第70条の6の2第1項」となります。

それでは、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の93ページから94ページをお開き願います。

今月の交付件数は2件、面積は、田9,502.00㎡、畑3,408.44㎡、合計12,910.44㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読し、報告事項（引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の95ページから96ページをお開き願います。

今月の交付件数は1件、面積は、田4,034㎡、畑0㎡、合計4,034㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知おき願います。

次に、協議事項に入ります

始めに、「(1)農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

資料2をご覧ください。

令和6年1月10日付で福島県農業会議より、農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集についての協力依頼の通知がありました。

経緯といたしましては、能登半島地震で被災された農業者等の皆様の経営と生活の回復、復旧を支援するため、全国農業会議所より「能登半島地震義援金」の募集活動を実施するため、県農業会議を通して、本市農業委員会に協力依頼があったものです。

義援金の額、送金方法については、2ページ目以降に記載されておりますが、本市農業委員会といたしましては、1口1,000円として、農業委員、農地利用最適化推進委員計55人、総額55,000円を指定口座に送金したいと考えており、その是非についてお伺いするものです。

なお、義援金については、本市農業委員会委員の皆様が毎月積み立てておられる「慶弔費」からの支出を予定しており、それについても併せてお伺いします。

<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>過去の例をみますと、平成 28 年の熊本地震の際には、同様に 1 口 1,000 円で義援金を送金しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。</p> <p>次に、「(2)いわき市林業振興協議会委員の推薦について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>資料 5 をご覧ください。</p> <p>令和 6 年 1 月 17 日付でいわき市農林水産部林務課より「いわき市林業振興協議会員の推薦について」依頼がありました。</p> <p>「いわき市林業振興協議会」とは、本市の林業の振興を図るため、関係機関や林業従事者の代表者等をもって組織するものであり、地方自治法に基づき付属機関として設置しているところです。</p> <p>この委員の任期は、令和 6 年 2 月 20 日から令和 10 年 2 月 19 日までの 4 年間です。</p> <p>現在、農業委員である油座盛明委員が委員となっております。</p> <p>先の役員会において、引き続き油座盛明委員を推薦することで決定し、その推薦について、お諮りするものです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>まずは、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>【資料 3】 目標地図の素案作成に向けて</p> <p>⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。</p>
<p>事務局 (大内主査)</p>	<p>【資料 4】 農業者年金加入状況・受給状況（令和 6 年 1 月 1 日現在）</p> <p>⇒ 加入状況・受給状況について、上記資料により説明した。</p>
<p>事務局 (矢吹局長)</p>	<p>訂正させていただきます。</p> <p>先ほど議案第 8 号の審議の際に、鈴木理委員から「鈴木」という市議会議員は、現在 1 人ですかとのご確認がございました。</p> <p>1 人と回答いたしましたが、正しくは 2 人となります。</p> <p>以上です。</p>

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番は審議保留、番号3番から5番は原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (番号1番取下げ)
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	原案のとおり可決
第6号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	農地法第51条第1項に該当する事案について	違反転用状態であると可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第6号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第6号	いわき市農用地利用集積計画について	16 平田 敬一
第6号	いわき市農用地利用集積計画について	17 箱崎 寿正

6 本総会の閉会時刻

午後4時30分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

- 2 四家 誠
- 3 志賀 幸